

令和6年度 私立学校関係政府予算に関する要望

令和5年8月7日

全私学連合

（日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
日本私立小学校連合会
全日本私立幼稚園連合会）

令和6年度私立学校関係政府予算に関する要望

目 次

【1】 令和6年度私立大学関係政府予算に関する要望	1 頁
基本的考え	1
〔最重点要望項目〕	1
要望1. 私立大学等経常費補助の拡充	2
要望2. 特色ある私立大学の教育研究に対する支援	3
要望3. グローバル化と地方創生推進に対する支援	4
〔重点要望項目〕	5
要望1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化	5
要望2. 安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化	7
要望3. 学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化	7
要望4. 教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化	8
要望5. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化	9
要望6. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化	11
要望7. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等	11
<<付記>> 令和6年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望	13
【2】 令和6年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望	15 頁
1. 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化	15
2. 私立中学高等学校等の就学支援金等の拡充強化及び「教育費減税」の創設	16
3. 私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する補助の拡充強化	16
4. 私立高等学校等施設の耐震化及び空調・換気設備の整備・改修、省エネ・脱炭素化に対する補助の拡充強化	17
5. 私立高等学校等の生徒の海外研修等経費への支援の拡充強化	17
6. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化	17
(概要版) 令和6年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望	18

【3】	令和6年度私立小学校関係政府予算に関する要望	19頁
1.	経常費補助：私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化	19
2.	保護者負担の軽減：公私間格差の是正	22
3.	I C T関連：I C T環境整備に対する支援措置の拡充強化	23
4.	危機管理：学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化	23
5.	特別支援：特別支援を要する児童に対する教育支援補助	24
6.	研修・研究：教職員の研修・研究への助成拡充	25
	(概要版) 令和6年度私立小学校関係政府予算に関する要望について	26
【4】	令和6年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望	28頁
I	私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等	28
II	子ども・子育て支援新制度	29
III	幼児教育の質の向上・多様な課題に対応する園内体制・施設整備の支援	29
【5】	日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望	30頁
【6】	一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望	32頁

【1】 令和6年度私立大学関係政府予算に関する要望

基本的考え

— 私立大学の多様性に着目した「人への投資」 —

現在、わが国は、加速する少子化と生産年齢人口比率の低下に伴う労働生産性や人材競争力の低位性という深刻な課題に直面している。加えて、テクノロジーの進化等による社会構造の変化が大きく進んでおり、このような複雑で不透明な時代においては、過去の実績や成功例が通用しなくなる。わが国にあっては、高度な専門的知識とともに顕在化していない本質的な問題を見極め、課題をいち早く設定し取り組んでいく能力を持った人材を一人でも多く育成していくことが求められる。

先般の『G7広島首脳コミュニケ』においては、「教育を通じた経済成長の実現とともに、社会的課題の解決に貢献できる人材支援への投資の重要性」が共通理解とされたところである。政府は、重要政策として掲げている「人への投資」について、大学教育が労働生産性に直結していることと大学のボリュームゾーンである私立大学の多様性に着目し、その投資によって多くの高度人材と分厚い中間層となる人材の育成を目指すべきである。

このような基本的考えのもと、令和6年度私立大学関係政府予算は、私立大学の基盤的経費である私立大学等経常費補助金の拡充とともに、私立大学生と国立大学生間の不当な格差の是正、リカレント教育やグローバル教育、医療並びに社会貢献活動のさらなる機能強化に資する多様で質の高い私立大学の教育研究への支援を強く要望する。

【最重点要望項目】

<最重点要望項目の柱>

要望1. 私立大学等経常費補助の拡充

- (1) 授業料等の負担軽減や学部間の授業料平準化を目的とした授業料減免
- (2) 修学支援新制度の拡充等に伴う経費負担の軽減
- (3) 私立学校法改正に伴うガバナンス体制の整備
- (4) 光熱費等の物価高騰に伴う経費負担の軽減
- (5) 専門職大学等を踏まえた私学助成総額の大幅な増額

要望2. 特色ある私立大学の教育研究に対する支援

- (1) 数理・データサイエンス・AI教育を進める「文理横断教育」への基金の創設など特別な支援措置
- (2) リカレント・リスクリング教育を推進する大学院教育の充実
- (3) 私立大学の特性を活かした研究への経常的な支援の充実
- (4) 女性の活躍推進のための支援の充実
- (5) DXによる学修データの可視化等を通じた学修者の主体的な学びの推進

要望3. グローバル化と地方創生推進に対する支援

- (1) 学生や教職員の海外派遣、海外からの学生の受け入れや教員の招へい並びに教育環境の国際化の推進
- (2) JV-Campus等を活用したCOIL（国際協働オンライン学習／教育）、VE（バーチャル・エクステンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進
- (3) 地方・地域の知の拠点形成のための地方大学の振興、大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

<最重点要望項目の内容>

要望1. 私立大学等経常費補助の拡充

諸外国のデータからも、大学生一人当たりの公的教育支出と労働生産性との間には正の相関関係が見られる中、わが国の大学生に対する「教育費の公的負担率」や「政府支出に占める公的教育費割合」はいずれもOECD各国の中で最低水準である。また、学生一人当たりの公財政支出については、13倍に上る国私間格差が存在する現状を是正するためにも、今こそ、私立学校振興助成法の目的（①教育条件の維持向上、②学生の修学上の経済負担軽減、③経営の健全性の向上）に立ち返り、下記の通り、私立大学等経常費補助の大幅な拡充を強く要望する。

(1) 授業料等の負担軽減や学部間の授業料平準化を目的とした授業料減免

現在、政府は、理工農系に学ぶ学生や多子世帯の学生の間層への支援を広げている。しかし、家庭の経済的理由や性差を理由として、私立大学への進学を断念することなく、入学後も安心して学びを継続させるためにも、深刻な課題となっている少子化対策においても、全ての所得中間層に対する授業料減免事業や経済的支援がなされるべきである。また、進学希望者の世帯年収によって学部や研究科の選択の幅が狭められることのないよう、私立大学による学部間の設置経費の違いに起因する学納金の多寡の平準化に着目した授業料減免への取り組みに支援がなされるべきである。

令和2年度の高等教育の修学支援新制度の導入により私学助成における授業料減免事業が廃止されたが、多くの私立大学では、令和2年度以降も私学助成における授業料減免事業を補てんするべく、令和元年度と同様の基準で実施している。また、学内においても独自の奨学金を設けるなど学生の修学支援を自前で続けている。これらの実態を見ても、私立大学等経常費補助においても学生に対する修学支援を拡充していただきたい。

(2) 修学支援新制度の拡充等に伴う経費負担の軽減

修学支援新制度や奨学金制度、私立大学等経常費補助金をはじめとする各種補助金の申請等に係る業務は、専門的かつ複雑化しており、業務負担軽減に向けたシステム導入・改修、委託費、人件費（臨時雇用含む）、学生支援（振込手数料、送料等含む）等の経費負担が増加している。

今後、修学支援新制度に係る多子世帯や理工農系の学生等に限定した中間層（世帯年収約600万円）への拡大や大学院段階における授業料後払い制度の導入等により、一層の業務負担の増加が懸念される。

修学支援新制度をはじめ、各種補助金事業の申請等に係る経費を経常的経費として位置づけ、私立大学等経常費補助金の一般補助の増額が図られるべきである。

(3) 私立学校法改正に伴うガバナンス体制の整備

令和7年4月1日施行の私立学校法の一部改正により、教職員以外の理事・評議員が増加され、評議員に係る報酬基準の策定とその公表が義務化される。また、文部科学大臣所轄の大規模法人においては、常勤監事が必置化され、内部統制の整備が義務化される。

私立大学においては、本改正に伴い、ガバナンス機能強化のための体制整備や監査体制の充実と牽制機能の強化に係る費用の増加が見込まれる。内部統制を実効あらしめるための業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守並びに資産の保全を図るための体制整備に対する支援、とりわけ人件費の増加に対する支援が必要である。

(4) 光熱費等の物価高騰に伴う経費負担の軽減

グローバル経済の進展により、世界の情勢や経済の激変による光熱費をはじめとする様々な物価高は、私

立大学経営に与える影響が甚大である。とくに光熱費については、電気料金だけで前年同月と比較した増加額が4,000万円弱に上った大規模総合大学の事例もある。基盤的経費である光熱費等の物価高騰に対応するための私立大学等経常費補助金による確実な支援が必要である。

(5) 専門職大学等を踏まえた私学助成総額の大幅な増額

平成31年度から国策として専門性が求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力育成を目的として「専門職大学」及び「専門職短期大学」が設置された。これら補助については、制度設計の検討過程で確認されていた「私学助成と別建て」で考えるべきであるが、少なくとも制度創設時の学校教育法の一部を改正する法律（平成29年5月31日法律第41号）案に対する附帯決議で示された「専門職大学等制度化以前の私学助成関係予算に影響を与えない」との主旨を踏まえた支援をお願いしたい。今後、専門職大学等が次々と完成年度を迎えるに当たり、専門職大学等を含めた私立大学のさらなる経営基盤の安定化につながるよう経常費補助の大幅な増額を要望する。

要望2. 特色ある私立大学の教育研究に対する支援

(1) 数理・データサイエンス・AI教育を進める「文理横断教育」への基金の創設など特別な支援措置

わが国のAI人材の不足は危機的状況で、とくに不足が深刻化しているセキュリティ、データサイエンス分野の人材育成は喫緊の課題である。これを打開するために政府は、学部学生の8割を擁し人文系の多い私立大学のボリュームゾーンに対する数理・データサイエンス・AI教育を積極的に進める必要があるとしている。

令和4年度の私立大学等経常費補助金では、「数理・データサイエンス・AI教育の充実」を目的として7億円（短期大学分を除く）が交付されたが、『AI戦略2022』にある令和7年までの目標として、文理を問わず、大学・高専生の全て（約50万人卒/年）が初級レベルを、一定規模（約25万人卒/年）が自らの専門分野への応用基礎力を習得することを目指すのであれば、217万人の学生に対する7億円（学生一人当たり637円）の支援では、その実現は覚束ない。

また、令和4年度からの経常費補助金では理工系等を支援する新たな単価設定や成長分野（理工農）のための基金が創設されたが、人文系の私立大学における文理横断教育への改革支援は手薄となっている。「総合知」の創出・活用を目指した文理横断教育やそれに向けた入試改革に、私立大学が予見可能性と継続性をもって取り組むことができるよう「基金の創設」など特別な措置を強く要望する。

(2) リカレント・リスキリング教育を推進する大学院教育の充実

先般の『G7広島首脳コミュニケ』では、「リスキリングやアップスキリングは、人への投資であり、コストと見なすべきではない」との基本認識が示された。リカレント教育を本来業務として位置づけて推進していくためには、私立大学における取り組みが一過性のものとなることなく、補正予算措置ではない本予算による抜本的な拡充と継続的な支援が不可欠である。

また、政府の「5年間1兆円の施策パッケージ」においては、この5年間を学び直しとキャリアアップ・キャリアチェンジのサイクル期間と捉え、大学と産業界をマッチングするための仕組みとして、例えばマナパスの抜本的改組を含むデータベースの構築、コーディネータ人材の育成・確保等のための支援として措置していただきたい。

私立大学等経常費補助金においては、正規課程に該当しないリカレント教育に係る授業時間数も、多様な教育研究を支える高度専門職同様に、補助金配分基準の授業時間数（補助金算定基礎）に含めることや、社会人学生の多様なニーズに対応する科目等履修生の補助金配分基準上の取り扱いを見直すことなどが求められる。

(3) 私立大学の特性を活かした研究への経常的な支援の充実

私立大学等経常費補助金における研究への支援、研究施設運営支援をはじめとする私立大学の大学院への支援（大学院等の機能の高度化）は、令和元年度に176億円（短期大学分を除く）が措置されて以降は減少傾向にあり、令和4年度は118億円で縮減されている。私立大学の多様で特色ある研究を支援してきた国の事業（私立大学学術研究高度化推進事業〔平成19年度まで〕、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業〔平成27年度まで〕、私立大学研究ブランディング事業〔平成30年度まで〕）が終了し、私立大学の研究資金の確保は危機的状況にある。

令和4年度においては基金という形で理工系をはじめとする成長分野に大型の予算が措置されたが、このような改革に向かう検討・準備段階から完成年度までに対する支援とともに、私立大学等経常費補助金等による経常的な私立大学の研究に対する支援の充実をお願いしたい。

(4) 女性の活躍推進のための支援の充実

人口減少社会を迎えるわが国において、社会の活力と国際競争力を維持・強化するためには、最大の潜在力であり、多様な視点や発想を取り入れることを可能とする女性の活躍を推進することが重要である。

女性の高学歴志向（大学院進学者）を高めるための（研究者育成も含む）優遇措置が必要であるとともに、女性研究者が安心して能力を最大限発揮し活躍できる環境整備が重要である。研究と妊娠・出産等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取り組みに対する支援の充実、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援をはじめ大学における女性活躍のための支援の充実を要望する。

(5) DXによる学修データの可視化等を通じた学修者の主体的な学びの推進

学修者の主体性に基づく学びの多様化や深化のためには、学修内容とともに、講義の聴講、アクティブ・ラーニング、実験・実習やインターンシップといった学修方法の記録や学修成果の把握に向けたデジタル化のための支援が不可欠である。また、知識・技能だけでなく、三つのポリシーの実践を通じた思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協調性といった要素を、入口から出口までバランスよく測定し、その結果に基づいて教育内容や方法の改善を図るなどの教育の質向上とともに、学生自身の学修意欲向上のための学修経過の可視化（学生ポートフォリオの構築と充実）のためのDX化の推進に係る私立大学における取り組みに対する支援が不可欠である。さらに、私立大学のIR機能の強化とその運用に係る支援（人件費や委託費等）、内部統制の体制整備の一環としての情報セキュリティ体制の構築とその適切性や運用状況の検証体制の整備、学修者の主体的な学びを支援する履修支援体制の整備に係る継続的かつ手厚い支援が不可欠である。

要望3. グローバル化と地方創生推進に対する支援

(1) 学生や教職員の海外派遣、海外からの学生の受け入れや教員の招へい並びに教育環境の国際化の推進

私立大学等経常費補助金における私立大学のグローバル化に対する支援（大学等の国際交流の基盤整備）は、令和元年度に50億円（短期大学分を除く）が措置されて以降は減少傾向にあり、令和4年度は27億円で縮減されている。

令和5年4月に教育未来創造会議がとりまとめた『未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）』では、日本人学生の派遣をコロナ前の22.2万人から2033年までに50万人に、外国人留学生の受け入れ・定着を31.8万人から40万人にするとの目標が掲げられている。教育未来創造会議が掲げる目標実現のためには、より一層、私立大学のグローバル化への組織体制や教育環境の整備を強固にする必要がある。

とりわけ教員の英語による教授力向上に向けた取り組みや、英語による教授力に長けた人材の育成が必要である。また、カリキュラム、出願要件、宿舍や奨学金等に係る情報発信、留学希望者からの照会への対応等を担う専門のアドミッション・オフィスの設置や就学・生活面での相談・支援を担うスタッフの配

置が、留学生の派遣と受け入れの両面において必要であり、受け入れに関わっては、就学中の責任ある在籍管理や生活指導に加えて、留学生の受け入れを終了する際または終了した後においても様々な確認、把握及び指導が求められることから、私立大学における諸対応のための取り組みへのさらなる支援をお願いしたい。

(2) JV-Campus等を活用したCOIL（国際協働オンライン学習／教育）、VE（バーチャル・エクステンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進

国内外の他大学とオンラインで接続することにより、授業内外で双方向型の交流・協働を行うことのできる国際協働オンライン学習／教育（COIL）をはじめとするバーチャルエクステンジ（VE）は、対面での時間的・地理的制約を克服する。加えて、2か国以上との協働学習や比較学習を容易に可能にするほか、学生のリーダーシップ能力、プロジェクトの企画、運営能力、ICTリテラシーの向上、「科目」ごとの連携による教員間ネットワークの醸成（共同研究への可能性）やカリキュラム上の制限や様々な理由（経済的・身体的）から留学が難しい学生への国際交流機会の提供を可能にする。これらを通じた取り組みは、海外の大学とのハイブリッドかつ双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同プログラムや国際的な共同学位プログラムの構築を可能にし、日本人学生や外国人留学生の双方にとって留学への興味・関心を芽生えさせ得る機能をも期待できる。日本発のオンライン国際教育プラットフォームであるJV-Campusの活用による国際教育環境の構築なども含め、COILやVE等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の取り組みに対する支援の充実が必要である。

(3) 地方・地域の知の拠点形成のための地方大学の振興、大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

近年、人口減少とともに私立大学の定員未充足を理由として補助金の減額や不交付とする傾向が強まっており、とくに地方の小中規模の私立大学がその対象として取り上げられている。18歳人口の減少に伴い、国公立大学は時代に合った全国的な大学配置を考える必要がある。また、特色ある個性豊かな取り組みによって、地方創生や質の高い教育の機会の提供に大きく貢献している地方私立大学には、より積極的に支援していくべきである。そのような観点から、地方活性化に関する予算については、都道府県境を越えた地域連携の取り組みに対する支援の創設、地方創生に小規模であっても有効な取り組みへの支援が可能となるような申請要件や情報提供の改善、対象となる取り組みや予算の柔軟性の確保を図るなど、私立大学がより一層活用できるよう支援していただきたい。さらに、地域における課題への取り組みや都市圏と地方の人的交流を図る取り組みに寄与する私立大学が行う諸活動に対し、地方公共団体が財政支援を行う場合の特別交付税措置による支援の拡充を要望する。

また、私立大学が地方企業、地方公共団体や他の国公立大学等との多主体間の連携基盤を強化する取り組みは地方創生の観点においても重要である。それに向けては、産業発展や新産業創出につながるシーズを発見し、それらを企業のニーズと結びつけるマッチング・コーディネーター、産学連携による課題解決型教育を行う実務家教員、観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材等の育成が必要であり、その中心的役割を担う私立大学に対する支援をお願いしたい。

【重点要望項目の内容】

要望1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化

<要望事項>

(1) 附属病院に係る公財政支出の拡充

(2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

(1) 附属病院に係る公財政支出の拡充

私立大学病院は高度先進医療の提供、医療技術の研究・開発及び医療人材の養成・輩出を担っており、コロナ禍にあっては治療の最前線として、そして地域医療の砦として地域社会に貢献してきた。医療インフラの確保や今後の医療分野の進展のためにも、私立大学病院に対する全面的支援が必要である。

月平均患者数（全症例数）の上位100病院の病院数、患者数等

	私立大学 附属病院	国立大学 附属病院	公立大学 附属病院	国公私立大学 病院以外
病院数	34病院	16病院	4病院	46病院
患者数	52,708人	22,976人	5,267人	63,182人
患者数割合	36.6%	15.9%	3.7%	43.8%

※病院情報局 (<https://hospia.jp/>) 掲載データより日本私立大学団体連合会事務局にて作成

国立大学病院については、教職員人件費相当額にその機能を強化するためのものを加えた運営費交付金収益は国立大学法人全体で1,150億円に上っており、附属病院に対する公財政支出についても不合理な国私間格差が存在している。国立大学附属病院とともにわが国の医療を支える私立大学附属病院についても、その機能や社会への貢献度に見合った公財政支出がなされるべきである。また、医療従事者の教育に関わって、診療参加型臨床実習を行う医学生による医行為を可能とする制度（Student Doctor制度）は、病院内の施設設備を用いて実施されていることも踏まえ、同制度に係る大学病院の取り組みへの支援を要望する。

(2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

消費税率の段階的な引き上げによる私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学により深刻な影響を与えている。消費税率10%のもとでの一法人当たりの実質負担額は、最大約86億円、平均でも約10億円に増加していることが推測され、私立大学等経常費補助金の大幅な拡充が不可欠である。

「高等教育に対する公財政支出の低位性」「家計負担依存並びに大学進学機会の不均等」「不合理な国私間格差の存在」の問題解決のために、次のような高等教育に係る新たな公財政支出の方策を提案する。

【方策】学生の「教育」に係る経常的経費の国私間格差の是正（平成3年度決算）

① 私立大学の「教育」に係る学生1人当たり費用について、国立大学の国費負担額と同程度（学生数59.7万人に対し運営費交付金等1兆3,671億円の2分の1〔6,836億円〕）を教育に対するものと仮定し、その2分の1を国費で負担する。

私立大学への補助額 = 約1兆2,367億円（約9,598億円増）〔6,836億円÷59.7万人×216.0万人÷2〕

② 私立大学（大学部門）の経常的経費（教育研究経費＋人件費〔退職金関連除く〕＋管理経費：約3兆3,376億円）のうち「教育」に係る経費を60%と仮定し、その2分の1を国費で負担する。

私立大学への補助額 = 約1兆13億円（約7,244億円増）

③ 国立大学の「教育」に係る経費への公財政支出（6,836億円）と私立大学等経常費補助金交付額（2,769億円）の範囲（9,605億円）で、国立と私立を学生数の比率（2：7）に応じて、同じ水準の負担額（私立は2分の1を国費負担）とする。

国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金へ約3,353億円の移行

○私立への国費負担（必要額） $9,605 \div (2 + [7 \div 2]) \times 7 \div 2 \approx 6,112$ 億円

○国立への国費負担（必要分） $9,605 \div (2 + [7 \div 2]) \times 2 \approx 3,493$ 億円

○私立への国費負担（増額分） $6,122$ 億円 - $2,769$ 億円 = $3,353$ 億円

※6,122億円＝私立大学等の経常的経費の約18.3%

高等教育の国私間格差の是正と家計負担からの脱却による教育の機会均等に向け、私学助成の大幅な拡充とともに、将来的には現行の授業料を参考にした設置形態ごとの標準授業料や全大学共通の標準授業料を設定し、全学生を対象に入学・在学時の授業料負担を軽減させ、卒業後に個人的便益の一部を所得に応じて拠出する『高等教育機会均等拠出金制度（仮称）』による学生修学支援の新たなスキームを創設すべきである。

要望2. 安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化

<要望事項>

(1) 日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

(1) 日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

日本学生支援機構による奨学金事業は、日本国憲法並びに教育基本法に定められた「教育の機会均等」の理念のもと、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないように学生を支援するための重要な事業である。

所得中間層の「世帯年収400万円以上650万円未満」においては47%、「世帯年収650万円以上850万円未満」においても34%が何らかの奨学金に応募している現状に鑑み、上記の例示による取組方策とともに、引き続き施策の拡充・強化、特に給付型奨学金のさらなる充実を求める。

要望3. 学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化

<要望事項>

(1) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援

(2) 教員養成、医療人材育成等に係る支援

(3) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援

(4) 新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援

(5) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

(6) 障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

(7) 「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」予算に係る国私間配分のあり方の見直し

(1) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援

学修者の主体的な学びを支える履修支援体制の一環としてのカリキュラム・コーディネーターや、多様な教育研究を支える高度専門職（アドミッション・オフィサー、リサーチ・アドミニストレーター〔URA〕、インスティテューショナル・リサーチャー〔IRer〕、産学官コーディネーターや地方創生オルガナイザー等）について、「1週間の割当授業時間数6時間」という基準を満たさない専任教員を採用した場合であっても「補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準」の対象とすることを要望する。また、公財政支出の国私間格差は、学生数に比しての教育研究活動を担う教員数や教育研究活動を支える職員数に影響を及ぼし、教育現場の負担は過重となっていることから、私立大学等経常費補助金の算定要因となる教職員数に関わって、教員一人当たり学生数の改善とともに、職員一人当たり学生数の改善に対する財政支援の拡充を要望する。

(2) 教員養成、医療人材育成等に係る支援

①教員の養成、資質向上のための支援

建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つため、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の支援の拡充を要望する。

②地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援の拡充・強化

わが国の超少子高齢化問題は今後ますます深刻化し、地域の医療や介護を支える人材並びにがん医療などの高度化を支える人材の育成は喫緊の課題であり、高い使命感と倫理観を兼ね備えた質の高い医療人育成を推進するための特色ある教育研究プログラムへの支援が必要である。

(3) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援

学修者本位の学びの多様化や深化のための大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進するため、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数授業や双方向授業を実施する学修施設や図書館の機能強化、多様な学修の場の整備に対する国の財政支援の拡充を要望する。

(4) 新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援

フィールドワーク型授業、サービス・ラーニング、インターンシップに関わって、企業、地方公共団体等との調整を行う専門人材の確保や授業時間内外に学生の学修活動を支援するスタッフとしてのラーニング・アシスタント制度の整備に対する国の財政支援を要望する。また、産学協働によるインターンシップ、とりわけ令和3年度より先行的・試行的取組として実施されているジョブ型研究インターンシップ推進のための体制整備や実際に推進に取り組む私立大学へのより積極的な支援が必要である。

(5) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的で丁寧な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援を要望する。

(6) 障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年4月から施行されることに伴い、法の施行にあわせて「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が改正されることから、今後一層、合理的配慮を必要とする障害のある学生の増加が予想される。また、入試においても、障害のある受験生も増加すると見込まれる。

大学での専門人材の配置、施設・設備の改修、支援機器の準備、情報保障等への対応、また入試における情報保障や別室受験の人員配置など、大学における予算面の負担も大きく、この体制づくりのため支援をお願いしたい。

(7) 「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」予算に係る国私間配分のあり方の見直し

国公立共通の競争的資金として予算化されている「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（令和5年度予算126億円）」の事業内容は、先導的教育研究や高度医療等が中心である。

同事業に係る採択件数の充実を図りつつ、国私間の配分等を検証し、「設置形態の違いのみに依拠した」公財政支出から「教育の質に応じた」予算とするとともに、多くの私立大学が大学教育再生を奮励し申請意欲を湧き起こすよう、魅力ある予算への転換の実現を要望する。

要望4. 教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援
- (2) エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援の拡充・強化

(1) 私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援

大学の施設・設備は公共財としての性格を有しており、Society5.0に向け、私立大学の多様で特色ある教育研究の一層の高度化、研究基盤の強化並びに国際競争力強化のための施設・設備関連補助事業の推進は不可欠である。

私立大学を対象に、多様で特色ある研究を支援する国の補助事業（私立大学学術研究高度化推進事業や私立大学戦略的研究基盤形成支援事業等）の復活・拡充を強く要望するとともに、研究施設、設備や装置、メ

メンテナンスを行う技術員の人件費等、研究基盤の整備を総合的に支援する制度の継続的な実施を要望する。また、私立大学の多様で特色ある教育研究の推進に応え、努力している私立大学にインセンティブが働くよう、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助及び私立大学等研究設備整備費等補助金（教育基盤設備）に係る補助率の充実（2分の1から3分の2への改定）を要望する。

（2）エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援の拡充・強化

再生可能エネルギー技術に関する研究開発とともに、太陽光発電の導入、節電に資する窓等の高断熱化など、節電や温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入に対する財政支援の拡充を図る必要がある。

要望5. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化

＜要望事項＞

- （1）世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援
- （2）科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化
- （3）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置
- （4）人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援
- （5）特色ある共同研究拠点整備のための支援
- （6）若手研究者育成のための支援
- （7）リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援
- （8）イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資
- （9）大学発スタートアップ創出のための支援
- （10）電子ジャーナル購読料高騰への対応及びオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援
- （11）研究者の安定的な研究環境を整備するための支援

（1）世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援

イノベーションの連鎖を生み出す環境を整備するためには、新たな学問分野や急速な技術革新を担い、そうした進歩に対応することのできる高度な専門知識と幅広い応用力を持つ人材の育成が重要であり、とくに、私立大学理工系分野における大学院教育全体の底上げのためには、私立大学の各大学院が有する固有の特色を高めるような裾野の拡大を目指した施策と、有機的な大学院教育プログラムの構築のための教育経費、設備投資等に係る継続性をもった支援が不可欠である。また、産業界をはじめ広く社会で活躍できる新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、国内外の産業界や研究機関との組織的連携による世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院」の形成とともに、「進歩と調和を支える総合知」の観点を踏まえた人文・社会科学分野の特色ある大学院教育の実現を目指す私立大学への支援が必要である。

（2）科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業のさらなる拡充と新規採択率の目標（30%）の達成を目指すことが必要である。その際、若手・子育て世代の研究者への支援強化等による研究成果の切れ目ない創出に向けた研究者の多様かつ継続的な挑戦への支援や、新興・融合領域の開拓強化に向けた挑戦的な研究への支援、ボトムアップ型の国際共同研究への支援の充実等を着実に進める必要がある。また、科研費の基金化は複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

（3）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置

研究成果の持続的創出に向けて分野融合、国際展開や産学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備

するため、国のすべての競争的研究費について間接経費を適切に措置（最低30%）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とする必要がある。

(4) 人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援

社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、私立大学の個性や特色に溢れた人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究・教育プロジェクトへの支援やデータ駆動型研究への支援、データ利活用基盤の整備等の拡充を図る必要がある。

(5) 特色ある共同研究拠点整備のための支援

私立大学の研究ポテンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整備に対する支援について、拠点のネットワーク化や設備の充実、人材育成機能の強化、研究活動の遠隔化・自動化、組織間の連携強化、分野融合の推進、大学共同利用機関との連携等に資するよう一層の拡充が必要である。

(6) 若手研究者育成のための支援

研究者のキャリアパス確立に向けた取り組み、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保等、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備が必要であり、若手研究者の登竜門である日本人博士研究員の雇用、さらには海外からの若手研究者を招へいするための支援の充実が必要不可欠である。また、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者が自立して研究に専念できる支援が不可欠であることから、特別研究員事業、海外特別研究員事業や創発的研究支援事業の推進・充実を図るとともに、国立大学を中心に広がっている卓越研究員事業について、私立大学への採用の拡大を求める。さらに、海外で研究に従事した後の帰国後のポストや期限付き雇用の若手研究者も可能となるよう適用範囲の拡充を図るなど、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。

(7) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援

大学の研究推進体制の充実・強化を図るため、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、教育研究活動を支える中核的人材であるリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に資する質保証の実施や、その確保・活用を進めてきた研究大学強化促進事業の成果・効果等を踏まえ、研究マネジメント体制・機能の強化に対する着実な支援と、大学研究力の強化・底上げが必要である。

(8) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資

先端技術、バイオ分野、観光・農業等の分野におけるイノベーションの創出に向け、国立大学に先んじて様々な研究活動を展開している私立大学に対する研究開発投資の拡充を図る必要がある。

(9) 大学発スタートアップ創出のための支援

今後の予測困難な時代において、わが国の経済成長や社会的課題への取り組みに際して、先進的な技術（テクノロジー）やアイデアを強みとして、ゼロから市場やビジネスモデル創出に挑戦するスタートアップは必要不可欠な存在である。その創出の規模拡大の鍵は、全国津々浦々において多様な学術研究を展開し、社会変革の核となる力を有する私立大学にある。

令和4年度第2次補正予算において創設された基金による対象を限定した重点的な支援とともに、スタートアップ創出の裾野を広げるための支援が必要であり、私立大学におけるスタートアップの創出の推進を奨励するための補助金による継続的な支援が必要である。

(10) 電子ジャーナル購読料高騰への対応及びオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援

学術ジャーナルは、わが国の研究力の向上と、それらの成果の還元を通じて社会の発展にとっても大きな意義を有している。しかし、電子化が進む学術ジャーナルの購読料は高騰により、各大学は購読規模の縮小に追い込まれており、研究者のジャーナルへのアクセスが限定されることは今後の研究に大きな影響を及ぼしかねない。国として根本的な対応策を早期に講じるとともに、それまでの過渡的な支援として電子ジャーナルの購読費に対する補助を要望する。また、個人研究費を圧迫することなくオープンアクセスジャーナルへの投稿の促進やオープンアクセスジャーナル普及の観点から、投稿実績などを算定基礎とした、大学によるオープンアクセスジャーナルへの論文出版料負担時の補助を要望する。

(11) 研究者の安定的な研究環境を整備するための支援

研究者が育児休業中及びその復帰後に研究を円滑に継続できるよう、研究補助者を雇用できる制度に対する補助金や奨励金の給付の拡大、保育施設の学内設置の支援やその運用費用の補助、個人で学外の保育施設やベビーシッターを利用する費用の補助の充実を図る必要がある。また、研究者が研究や授業の実施の際に介護サービスを受ける費用の補助の実現を図る必要がある。

要望6. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化

<要望事項>

(1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援

(2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

(1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援

大学におけるスポーツの振興は、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へとつながる。

基盤的経費への支援とは別に、スポーツ関係予算を拡充し、学生アスリートの学業支援のためのティーチングアシスタントの導入やオンライン授業の充実、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取り組み、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っている様々な取り組みへの支援を要望する。

(2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

私立大学は、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

要望7. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等

<要望事項>

(1) 安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）

(2) 私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減

免等事業支援

- (3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援
- (4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

- (1) 安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）

文部科学省によると、耐震化率については国立大学の99.6%に対し、私立大学は95.6%と、4%の差が存在している。私立大学の施設も公共財であり、学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならない。

私立大学の施設の耐震化に関わって、私立大学は国立大学と違い2分の1補助という制約があるうえに、施設の中には文化財建造物としての指定を受けた建物等も存在していることから、耐震化が完了するまでの間の支援の継続、拡充を要望する。

- (2) 私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援

激甚災害を受けた大学の災害復旧事業に対する国の支援について、国立学校施設については復旧費の全額が補助される一方で、私立学校施設については、激甚災害（本激）については復旧費の2分の1、局地激甚災害（局激）については5分の2の国庫補助となっており、国私間において格差がある。

本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた補助率の嵩上げ措置など国の支援を強く要望する。また、被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立大学の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料減免等事業支援の継続・拡充を要望する。

- (3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援

私立大学はこれまで、被災時には被災地域における避難住民を受け入れ、被災後には復興に向けたボランティアセンター等として、復旧・復興を支えるとともに、地域コミュニティの防災拠点としての役割も担ってきた。

教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を維持・強化するための取り組みに対する支援が必要である。

- (4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

地域復旧と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対しては、特段の支援措置を講じる必要がある。また、国公立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究（除染の研究を含む）、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。

《付記》 令和6年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望

【 要 望 の 趣 旨 】

幅広い個性を有する学生を育て、多くの卒業生を地域に送り出す等、地方創生にも大きく貢献している私立高専は、ものづくり立国日本を支える多様な高等教育機関として、国からの手厚い財政支援が重要と考えます。

【 要 望 の 背 景 】

○ 高専の現状

近年、高専に対して機能強化が謳われる中で、Society5.0に求められる人材育成として、数理・データサイエンス・AI教育、アントレプレナーシップ教育の充実やロボット利活用の教育プログラムの導入、高度化・国際化の推進等、政府・産業界からの期待や東南アジアを中心に諸外国からも関心が高まっています。

その高専は国公立合わせて58校（国立51校、公立3校、私立4校）ですが、私立高専は全高専の僅か7%であり、70%を占める私立大学とは大きく異なります。私立高専がこれ程少ない要因には、私立高専固有の財政上の問題があるからです。

○ 国公立高専との費用負担格差

私立高専は、原則学納金収入で経営を行っており、国からは私立大学等経常費補助金が交付されていますが、高等教育機関であるために、地方自治体からの財政支援は充分ではなく、国・公立高専との格差に加え、学齢が同じ私立高校との間にも格差が生じています。

後期中等教育（高校）に相当する高専1～3年次の授業料については、私立高校と同様に家庭の所得に応じた負担軽減策を国が実施しています。また、地方自治体によっては、国の支援に上乗せして授業料の負担軽減策を実施しているところもありますが、それは主に大都市に限られており、学生の居住地と学校所在地とが異なる場合には自治体から支援が受けられない等、全員に恩恵があるわけではありません。学生確保のためには、地方の私立高専の授業料は地域の私立高校並みに減額も行わざるを得ません。

○ 高専制度の課題

私立高専は建学の精神に基づいた独自の特色ある工学教育に取り組んでいますが、高専は実験・実習を豊富に取り入れた実践的教育を特色としているため、文系よりも施設設備費が必要です。なおかつ、学年制で、1クラス40名程度の少人数クラス編成を設置基準で義務づけられているため、学生定員を満たしているにもかかわらず、厳しい経営を強いられています。

○ ポストコロナ時代の教育の在り方

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育の在り方が変容し、面接授業と遠隔・オンライン授業を効果的に組み合わせたハイブリット型教育への転換が求められており、学生の学修機会の確保と教育環境整備の促進が不可欠です。

【 要 望 事 項 】

1. 私立高専に対する国の支援の充実・強化

令和4年度の私立高専に対する国の支援は学生一人当たり 13.8 万円で、後期中等教育に相当する1～3年次を含め、私立高校の生徒一人当たり 35 万円（国庫補助金 5.7 万円＋地方交付税 29.3 万円：財源計画）と比べても、格差は21.2万円にもなっています。

また、高専4・5年次の学生が対象の無償化についても、私学の持つ特性をご勘案いただき、高専1～3年次の学生に対する支援の格差是正と同様に、国の支援の充実をお願いします。

2. 高等学校等就学支援金制度の年収要件（590万円未満）の拡大

— 対象：高専生1～3年生 年収910万円まで —

2020年4月より開始された「私立高校授業料実質無償化」政策について、年収590万円未満の世帯の生徒（高専1～3年生）を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額が39.6万円まで引き上げられたことにより、対象となる多くの生徒が恩恵を受けられ、進学機会が増えました。

しかしながら、年収要件を少しでも超える世帯の生徒については、従来の11.88万円のままであり、逆に格差が生じています。分厚い中間層への支援も必要不可欠であり、教育の実質的な機会均等に寄与するためにも、年収要件を最大910万円（就学支援金制度の対象上限）まで拡大するようお願いします。

また、先述の通り、特に地方の私立高専の授業料は、入学対象が15歳のため地域の私立高校の授業料まで下げざるを得ない状況もあるので、就学支援金の支給上限額のさらなる拡大をお願いします。

3. ハイブリッド型教育推進への支援

— 教育環境整備及び遠隔教育プログラム・教材開発 等 —

ハイブリッド型教育への転換が求められている中で、全ての学生が同じ環境下で学修ができるようICT環境の整備・維持・拡充に係る支援をお願いします。

また、遠隔授業を行う場合、従来の対面の授業内容では十分対処できないこともあり、デジタル技術等を活用した質の高い教育プログラム・教材開発への支援をお願いします。

【 関 連 事 項 】

○ 国際化に向けた高専における9月入学・編入学の導入及び準学士の称号から学位化の実現

日本型高専教育の海外展開と国際化の推進を図るため、9月入学・編入学の導入及び準学士の称号から学位化のご検討をお願いします。

【2】 令和6年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望

我が国の少子高齢化は急速に進行しており、人口減少が社会経済に与える影響が深刻さを増す中で、日本社会は様々な課題解決に迫られています。こうした厳しい状況にあつて、我が国が今後も世界の中で後れを取ることなく、国力を維持し発展していくためには、我が国の将来を担う子供たちの育成が何より重要であります。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太の方針）においても「未来への投資」として「人への投資」を促進する政策が最優先され、質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組むと明記されています。これまで、私立高等学校等は時代の変化に対応した特色ある質の高い教育を提供し、我が国の公教育の発展に大きく貢献してきたことはご高承の通りであります。

しかしながら、学校運営に重要な役割を果たしている経常費助成の生徒等1人当たり単価は、国庫補助金、地方交付税措置ともに年々増加しているものの、都道府県における私立高等学校等に対する措置額を見ると、この合計額を下回っている府県が令和4年度で14県あり、都道府県格差は1.5倍と大きく開いています。保護者の負担軽減を図る就学支援金についても、都道府県独自の上乗せ支援によって格差が拡大しており、子供たちの学校選択の自由が奪われています。また、授業料等については、昨今の諸物価の上昇や生徒数の減少等により、金額の適正化を図りつつも多くの私立高等学校等においては値上げせざるを得ない状況にあります。授業料等の変更は届出事項であるにもかかわらず、都道府県によってはその変更届出書を受け取らない対応が見られます。

つきましては、私立学校の自主性・独自性を尊重・確保し、子供たちがその居住する場所にかかわらず自由に学校を選択し、私立高等学校等の特色ある質の高い教育を受けることができるよう、国において格差のない私学助成および保護者負担軽減をより一層推進すべく、令和6年度政府予算概算要求の編成に当たっては、私立学校振興助成法の基本理念に基づいて、以下の事項について格別のご高配をお願い申し上げます。

〔要望事項〕

1. 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化

【令和5年度予算額：1,029億500万円】

私立高等学校等の経常費助成費等に対する国庫補助は、私立学校振興助成法第9条に基づいて各都道府県に交付され、私学助成予算の核として、私立高等学校等の教育内容の向上や学校経営の健全性を確保するため、更には保護者の教育費負担の軽減を図るために大きな役割を果たしています。

現在、私立高等学校等は教育のデジタル化をはじめとした学校運営の効率化、教員の資質向上・負担軽減、諸物価の高騰等様々な課題解決を迫られており、最早自助努力の範囲を超えるものとなっています。

つきましては、私立高等学校等の教育全般の充実発展のための包括的補助である私立高等学校等経常費助成費等補助の一般補助を大幅に拡充強化されますよう強く要望いたします。

併せて、特別補助については、STEAM教育やリベラルアーツ教育等の文理横断的・探究的な教育の推進、グローバル人材の育成等に係る教育環境の整備、教員の負担軽減等に資する補助の拡充とともに

に、障害のある生徒や近年急増している不登校の生徒等への支援についても補助の拡充をお願いいたします。

2. 私立中学高等学校等の就学支援金等の拡充強化及び「教育費減税」の創設

【令和5年度予算額：4,128億5,600万円（公立分含む）】

高等学校等就学支援金制度の拡充により「私立高等学校等の授業料の実質無償化」が進められていますが、その内容は私立の実態にそぐわないままであり、私立高等学校等においては「教育の実質無償化」は道半ばにあります。

現在、就学支援金は年収590万円未満世帯が396,000円、年収910万円未満世帯は制度発足時の118,800円に据え置かれたままで、年収590万円を境に大きな格差が生じている上に、都道府県独自の上乗せ支援により格差は更に拡大しています。

教育費が保護者の大きな負担となっている中、「骨太の方針」において「少子化対策・こども政策の抜本強化」が謳われていることから、私立高等学校等就学支援金については、子供たちが世帯年収や居住地にかかわらず、自ら希望する質の高い教育が受けられるよう抜本的に見直し、私立の学納金の実態に即して「入学金」や「施設設備費等」も支援の対象とするなど、国の支援額を大幅に拡充するとともに、私立中学校等の生徒についても、高等学校等と同様の就学支援金制度を創設するよう強く要望いたします。

また、各都道府県の財政状況が厳しい中、私立学校の支援策として寄附の促進やふるさと納税の活用が図られ、寄附者等への税制上の優遇措置が講じられていますが、私立高等学校等の在校生の保護者は授業料等の負担に加え、寄附を行うことは困難な状況にあります。つきましては、現行の就学支援金制度等では負担が十分に軽減されない保護者を対象に教育費を税額控除する「教育費減税」制度の創設を強く要望いたします。

なお、専攻科生徒への修学支援は高等学校教育制度上の「専攻科」を含めた一貫教育として、高等学校等就学支援金制度の枠組みでの年収基準及び上限額の引上げを強く要望いたします。

3. 私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する補助の拡充強化

【令和5年度予算額：13億5,000万円】

学校における「1人1台端末」の整備は、義務教育段階においては、公立学校では令和2年度末で整備がほぼ完了したのに対し、私立学校においては補助率や整備方法が私立学校の実態にそぐわないため整備が遅れが生じており、令和4年度末での整備完了は義務教育段階で68%、高等学校段階で45%と、公立学校と大きくかけ離れています。ICTの環境整備はデジタル人材の育成に当たっては必須条件であり、端末の実質的1人1台化の実現を含め大幅な拡充が急務であります。

つきましては、私立高等学校等のICT環境の整備に対する補助の拡充強化とともに、端末の導入に関しては、改めて学校現場の実態を踏まえ、「個人所有による1人1台端末化」の実現に向けて支援の道を拓くとともに、端末の保守・更新等に係る費用負担についての支援も要望いたします。

また、指導者用端末の確保、教室内の設備や校内ネットワーク環境の整備・強化についても、公私の別なく実現されますよう、格別のご支援をお願いいたします。

4. 私立高等学校等施設の耐震化及び空調・換気設備の整備・改修、省エネ・脱炭素化に対する補助の拡充強化

【令和5年度予算額：17億8,900万円】

学校施設の耐震化は、我が国の将来を担う子供たちの生命と安全を守るだけでなく、災害時には地域の避難場所としての役割を果たすことから、一日も早く完了すべき課題であります。また、感染症・熱中症・フロン対策として、教室及び体育館の空調・換気設備等の整備・改修をはじめ、近年多発している豪雨による学校施設の被害対策、更には照明のLED化や空調設備の電力・温室効果ガス削減による省エネ・脱炭素化対策などの整備が求められています。

しかしながら、これらの整備については、公立学校は全額公費で措置されるのに対し、私立は補助率が未だ原則3分の1以内に止まっているために、多額の自己負担を強いられる上、昨今の諸物価高騰の影響により、十分な対応が出来ないのが実情であり、私立高等学校で耐震化が完了していない建物は未だ7.6%（令和4年4月1日現在）あります。

つきましては、私立高等学校等施設の高機能化の推進を図るため、所要の補助の大幅な拡充強化を図るとともに、特に、施設の耐震化への補助については、公私の別なくその費用の全額の公費負担化の実現を強く要望いたします。

5. 私立高等学校等の生徒の海外研修等経費への支援の拡充強化【新規】

政府の「教育未来創造会議」が取りまとめた「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」では、日本人生徒の海外派遣の促進として、2033年までに高校段階での留学者数を研修旅行は11万人、留学は1万人にするとの目標が示されています。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」においても、高等学校段階からの留学促進を図ることが掲げられています。

しかしながら、世界的な物価高騰と円安の影響により海外での滞在費及び航空運賃は値上がりしており、保護者の経済的負担は増加しています。

一方、「トビタテ！留学 JAPAN」の高校生等採用人数は700人、「国費高校生留学促進事業」では1,500人（支援金額1人6万円）と限られているのが実情です。

つきましては、私立高等学校等の生徒が海外における研修等を経験し、将来にわたってグローバル人材として活躍できるよう、現行制度における対象人数及び支援金額の大幅な拡充とともに、航空会社・旅行会社等による支援協力を強く要望いたします。

6. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化

【令和5年度予算額：2,019万円】

新学習指導要領に対応した教員の探究学習指導力、ICT・AI活用指導力、英語5技能指導力、理数教育力等の向上のためには、全ての教員にProject Basedの学びによるSTEAM教育や、21世紀型教育の象徴としての現代的リベラルアーツの実践に挑戦することが求められています。

日本私学教育研究所は、私立高等学校等の教育及び経営に係る研究事業とともに、教員の上記教育力向上のための初任者・若手・中堅教員研修をはじめ英語5技能指導力向上研修など様々な研修事業を実施しています。

つきましては、上記研究・研修事業を通して、私立高等学校等の教育の質の向上に貢献する日本私学教育研究所に対する補助の大幅な拡充強化を強く要望いたします。

日本私立中学高等学校連合会 令和6年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望

令和5年8月

- ・我が国の今後の発展のためには、将来を担う子供たちの育成が重要
- ・『経済財政運営と改革の基本方針2023』（骨太の方針）
：「人への投資」「世界に冠たる令和型の質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組む」

私立学校の自主性・独自性を尊重・確保し、子供たちがその居住する場所にかかわらず自由に学校を選択し、私立高等学校等の特色ある質の高い教育を受けることができるよう国において格差のない私学助成および保護者負担軽減をより一層推進することが必要

1. 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化

- ・国の財源措置額（国庫補助金+地方交付税）を14府県で下回っている（都道府県間格差は1.5倍）※高等学校
- ・自助努力の範囲を超えた様々な課題（教育のデジタル化、学校運営の効率化、教員の資質向上・負担軽減、諸物価の高騰など）

【要望事項】

● 私立高等学校等経常費助成費等補助（一般補助）の拡充強化・地方交付税措置の拡充強化

生徒等1人当たり単価 ※（）内の数値は対前年度比	高等学校（全日制・定時制）		中学校	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国庫補助金	57,410(1.2%増)	57,927(0.9%増)	50,249(1.2%増)	50,701(0.9%増)
地方交付税	292,500(1.5%増)	296,100(1.2%増)	291,900(1.5%増)	295,400(1.2%増)
合計	349,910(1.5%増)	354,027(1.2%増)	342,149(1.5%増)	346,101(1.2%増)

● 特別補助の拡充強化

- ・STEAM教育やグローバル人材の育成等に係る教育環境の整備、教員の負担軽減に資する補助の拡充
- ・障害のある生徒、近年急増している不登校の生徒等への支援についての補助の拡充

2. 就学支援金等の拡充強化

- ・現行制度（年収590万円未満世帯396,000円、年収910万円未満世帯118,800円）は支援金額に大きな格差
- ・都道府県独自の上乗せ支援により格差は更に拡大し、子供たちの学校選択の自由が奪われている
- ・『経済財政運営と改革の基本方針2023』：少子化対策・こども政策の抜本強化

【要望事項】

- 子供たちが世帯年収や居住地にかかわらず、自ら希望する質の高い教育が受けられるよう抜本的見直し（私立の学納金の実態に即して「入学金」「施設整備費等」も対象とするなど、支援額の大幅拡充）
- 私立中学校等の生徒についても、高等学校等と同様の就学支援金制度の創設
- 保護者負担をさらに軽減するため、教育費を税額控除する「教育費減税」制度の創設

3. ICT環境の整備に対する補助の拡充強化

- ・私立学校の「1人1台端末」の整備状況は、義務教育段階で68%（公立学校はほぼ完了）、高等学校段階で45%

【要望事項】

- 「個人所有による1人1台端末化」の実現
- 端末保守・更新の費用負担支援、指導者用端末の確保、教室内の設備・校内ネットワーク環境の整備・強化

4. 耐震化、空調・換気設備の整備・改修、省エネ・脱炭素化に対する補助の拡充強化

- ・私立高等学校の耐震性のない建物は7.6%（公立学校は全額公費、私立学校は補助率が原則3分の1以内）

【要望事項】

- 施設の耐震化について、公私別なく、費用全額の公費負担化の実現
- 高機能化の推進（感染症・熱中症・フロン対策、水害対策、省エネ・脱炭素化）を図るため、補助の拡充強化

5. 生徒の海外研修等経費への支援の拡充強化

- ・『未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（教育未来創造会議 第二次提言）』
：日本人生徒の海外派遣の促進（2033年までに高校段階での研修旅行4.3万人→11万人、留学0.4万人→1万人）
- ・高校生等採用人数：『トビタテ！留学JAPAN』700人、『国費高校生留学促進事業』1,500人（支援金額6万円/人）

【要望事項】

- 現行制度の対象人数・支援金額の大幅な拡充、航空会社・旅行会社等による支援協力

6. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化

【3】 令和6年度私立小学校関係政府予算に関する要望

はじめに

岸田政権の二年にわたる閣議決定（骨太の方針）において、新しい資本主義に向けて、「人への投資と配分」「質の高い教育の実現」が重要であるとうたわれています。そして、「異次元の少子化対策」や「こども家庭庁予算を2030年までに倍増」「教員の処遇改善」などが強調されています。大変心強い方針であります。

小学校教育が未来の日本をささえる人材育成の基礎をなすものであることは言うまでもないことですが、この小学校教育において私立小学校が果たしている役割は大変高いものがあります。先年、私ども日本私立小学校連合会は文部科学大臣のご来臨をあおいで創立80周年記念式典を行いました。私立小学校は150年におよぶ近代義務教育の歴史において義務教育をリードしてきた誇りを持っております。外国語教育は言うまでもなく、各種の先駆的教育プログラム・カリキュラムを開発、また学校選択の自由を保障してきました。それはコロナ禍にあっても発揮されたところです。

私立小学校数は、全国の小学校数の1.2%ではありますが、少数精鋭の学校群として、建学の精神に基づき、私学人としての誇りを持ち、特色ある教育を時代に即して実践してきました。日本の私立小学校は244校、中でも私ども日本私立小学校連合会に加盟する195校は、お互いに協力結束して研究や研修に取り組み、これからも先駆的な教育の実践を創造してまいります。また大学まで併設する私立小学校は47.7%、中高を併設する私立小学校は44.1%、幼稚園を併設する私立小学校は76.4%あります。このように、私立小学校はさまざまな学校種と連携して運営されていますので、時代の課題に鋭敏であり先端を走ることができるのだと思っております。

そういう私立小学校に対しても、GIGAスクール構想の助成をはじめ、国や自治体から多大なる助成金やご支援を受けていることに、心より感謝申し上げます。

しかしながら、新たな時代の課題や日々生起する諸問題に対応するために膨大な費用がかかるようになっていきます。例えば、1) AI（人工知能）をはじめ社会の急激なデジタル化対応、2) 感染症対策と熱中症対策の両立、3) 不登校児童や特別支援を要する児童への細やかな配慮、4) 教員採用の困難など次から次へと湧いてくる課題に向き合わなければなりません。少子化で応募者が減る中、経営面で圧迫されている私立小学校は少なくない状況ですが、私立小学校が果たしている役割に鑑み、従前にまさる国や自治体からのご支援をお願い申し上げ、以下の要望事項について、格別のご高配をお願いいたします。

〔要望事項〕

1. 【経常費補助】私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化

- ①【2分の1助成】 現在全国には244校の私立小学校がありますが（※）、私立小学校は少子化の中にあっても増えており、来年度も4校が開校予定です。（※現在、日本私立小学校連合会には、そのうち195校が加盟しています。）このことは私立小学校が保護者のニーズにこたえていることを象徴するものだと思います。

私立小学校は、戦前から、創立者の建学の精神のもと、特色ある教育を開発・推進し、日本の教育をリードし、学校選択の自由も保障している貴重な存在であります。この私立小学校の存在意義を高め維持発展させるためにも、私立学校振興助成法の趣旨にそって経常費の2分の1助成の実現、そして将来的には法改正による2分の1を超える助成が可能となるようお願いいたします。※私立小学校の増加傾向の一方で、過疎化の著しい地方においては閉校を余儀なくされている私立小学校があるのも現実です。私立小学校の果たす役割を重視していただき、過疎地域の私立小学校に対する支援強化をお願いいたします。

- ②【35人学級】 令和3年度より40年ぶりに公立小学校の学級定員が改定され、35人学級となりました。素晴らしい施策ですが、残念ながら私立小学校は対象から外されております。私立小学校も35人学級を法制化すれば、授業料減収となってしまいます。このような積極的改善につながる国家的事業は、公私間に差をつけず、財政支援を等しく行われるよう要望いたします。

財政的支援がない現状においても、35人学級法制化の趣旨を汲み、多くの私立小学校が学級定員を減らす努力をしています。その場合、学校経営を圧迫させないためには、1) 授業料値上げ、2) 学級数増による総定員の維持（普通教室増加）などが必要です。しかしながら、1)は応募者減を招き元も子もなく、2)は敷地が限られている中で実質的に不可能であり、どの私立小学校も経営に苦しみながら学級定員減に踏み切っている現状で、これは教師採用減や施設整備改善の放置などにつながり、質の高い教育にとってマイナスになりかねません。以上、35人学級を自前で実現することは、私立小学校にとって大変困難であることをご理解いただき、格別なご支援をお願いいたします。

- ③【教員の大幅な増加と国家百年の大計】 教員志望者が減少していることが社会的問題になっていますが、私立小学校においても教員採用が困難になっています。教員志望者が減少している理由の一つは、よく言われているように、教育活動の周辺事務作業が多いことや保護者対応など、教員の働く環境が過酷であること、それなのに処遇が低いことが挙げられます。これを解決するには、(1) 教員の数を増やし一人の労働荷重を減らす。(2) 教員の処遇を改善することが必要です。いずれも人件費の大幅増となりますが、国家百年の大計として欠くべからざる費用と位置付けることを要望いたします。

特に私立小学校は、特色ある教育を開発してきた先駆性がありますので、その点を評価していただき、公立小学校と変わらぬ大幅な助成を要望いたします。

どんなに素晴らしい「異次元の少子化対策」が実現しても、教師がいなくては、子どもは健やかに賢く育ちません。「異次元の少子化対策」と「教員志望者の大幅増加＝処遇改善」はセットであるという観点に立っての施策を要望いたします。持続可能な社会を実現する基盤は間違いなく教育です。

さしあたり、次の教員増が必要であることを特記しておきます。

- 1) 特別支援を要する児童が増えていることは後述しますが、特別支援を要する児童が1人でもいれば、その子に専念できる教員を1人採用する必要があります。現状において実現しておらず、他の児童を自習にして対応している状況です。特別支援を要する児童対応の教員採用

に対する支援をお願いいたします。

- 2) **教員が年休をとるときは**、その当日、代替教員を教室に派遣する必要がありますが、現状において実現しておらず、隣の教室の教員がまとめて面倒をみている状況です。そのため、教員は年休をとることもままならない状態です。働き方改革の一環ということからも、年休時代替教員をせめて1人採用できるよう支援をお願いいたします。
- 3) **産休代替教員・育休代替教員**は「期間限定」ですので、見つけるのに大変な苦勞があります。学級数ぎりぎりの専任教員数ではなく、現状より1人か2人でも専任教員が多ければ対応できるわけです。そのことは安心して産休や育休をとれることにもつながり、少子化対策でもあります。この点における支援をお願いいたします。
- 4) **高学年専科担任制**について公立小学校においても検討されていますが、私立小学校においては以前から、体育・音楽・図工・家庭科・外国語・理科などにおいて専科教員を採用してきました。これらの専科において担当教員が1名しかいない場合、その教員は休むことすらできない現状にあります。この点に対応できる教員採用の支援を要望いたします。あるいは、上述1～3の教員が専科も教えられれば、対応できますが、そのためには研修が欠かせません。そういう場合に関する研修費用の助成を要望いたします。
- 5) **ICTに極めて造詣のふかい専門教員**を専門職（担任業務等につかせない）として採用することが急務になっています。チャットGPTなど生成AI（人工知能）が広く話題を呼ぶなど、ICTの進化は目をみはるものがありますが、それに対応できる専門的な教員を配置できておらず、担任と兼務など過重労働となっています。一校一人、採用・加配できるよう支援を要望いたします。
- 6) **学校図書館に司書教諭を配置**することは学校図書館法5条に定められる通りですが、実際の配置は満足のいくものではありません。令和2年資料では、国立59%、公立51%、私立47%です。特に私立における司書教諭は非常勤であるケースがほとんどです。専任教諭として採用できるよう支援願います。
なお令和4年度から令和8年度「第6次『学校図書館図書整備等5か年計画』」において国公立小学校の改善が進められていますが、私立小学校は対象外とされています。計画年次途中からでも私立小学校を含めるよう要望いたします。

以上1～6において述べてきましたように、専任教員について、各学校とも3名～6名の緊急教員増が必要であることをご認識いただき、ご支援を要望いたします。

- ④ **【外国語教育】** また、現行学習指導要領において、3,4年生は外国語活動、5,6年生は教科として外国語が導入されております。私立小学校では、戦前から、特色ある教育として、早くから外国語教育を進め、そのノウハウを蓄積してまいりましたが、国の新たな施策の中においても私立小学校の先駆性を発揮してまいります。充実した私立小学校の、英語の授業時間増やネイティブ教員の採用・増員、海外交流教育プログラム等の拡充などに対する補助制度の新設をお願いいたします。

2. 【保護者負担の軽減】公私間格差の是正

① **【私立小に対する認識の改善】** まず大前提として、私立小学校の保護者は、創立者の建学の精神や特色のある教育方針に共鳴して子どもを通わせているのであり、必ずしも家計に余裕があるから私立小学校を選択しているのではないということについて、認識の改善を要望いたします。

「無償の公立小学校に通えるのに、わざわざ授業料を支払って私立小学校に通わせるのだから、裕福な家庭に違いない」という勝手な推測ほど、保護者を傷つける推測はありません。家庭の教育方針と合致する建学の精神や教育目標、校風、特色ある教育プログラムを持つ私立小学校に子どもを預けるために、多くの保護者は、各学校の学校説明会に足を運んでおり、そういう教育に対する情熱が、私立小学校の運営に反映するとともに、ひいては日本の教育の質向上を支えることになると言っても過言ではありません。

② **【家計の苦しい家庭の配慮】** 令和2年度に本連合会がおこなったアンケート結果によると、全国の私立小学校において、コロナ禍において保護者の家計状況が急変し、授業料等の納付金が払えない家庭が52校の私立小学校において存在しました。（回答を寄せた学校35.6%）

このことから、私立小学校に通わせている家庭が必ずしも裕福ではないという現状認識に立っていただけたと思います。

この点について、平成29年度～令和3年度において「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」が実施され、私立小学校においても少なくない保護者が利用しました。しかし、令和4年度より、「家計状況急変家庭に限った支援制度」となってしまいました。上述したように、現在においても、年収水準が低い家庭から私立小学校へ通わせている家庭は存在します。これらの私立小学校家庭への支援を、国の恒久的施策とされることを要望いたします。

ちなみに、東京都は、実証事業の内容を廃止した国に代わって、令和5年度（本年度）より、私立中学生を対象にして、世帯年収910万円未満の家庭に対して、年間十万円の支援制度の設置に踏み切りました。私立中学校生徒支援に踏み切ったのは、大英断に間違いありません。

今後、私立小学校まで拡充されるよう要望してまいりたいと思いますが、このように都道府県の施策に任せるのではなく（全国の私立小中学校の中に格差が生まれますから）、義務教育学校における私立学校へ国として、格別の支援が必要であることを強調し、格段の支援を要望いたします。

③ **【共働き家庭とアフタースクール等】** 男女共同参画社会が浸透するなかにおいて、私立小学校においても保護者共働き家庭が増えていることに鑑み、以下の三点を要望いたします。

- 1) 自治体の中には、公立小学校の給食費を無償化する動きが相次いでおります。このことについては、公私立の違いにかかわらず、全住民サービスとして実施すべきであると思います。私立小学校に通う児童の給食費用についても同等の助成金を国家施策として要望いたします。
- 2) 私立小学校の給食制度では、外部発注の場合か給食施設を自校に用意する場合かにかかわらず、保護者負担が大きいことを理解願います。私立小学校における給食支援補助についてご検討いただきたいと思います。

- 3) 共働き家庭のために、私立小学校として独自の学童保育やアフタースクールの整備が求められるようになっておりますことに格別のご配慮をいただき、この点における補助の実現を要望いたします。

3. 【ICT関連】ICT環境整備に対する支援措置の拡充強化

- ① 私立小学校は、早くから校務システムや授業のICT化に取り組んできましたが、その維持・保守のためには大きな出費を必要としました。
- コロナ禍においても、公立小学校と比べていち早く、児童の在宅学習支援のためにオンラインによる学級活動や授業を実施しました。ほとんどの学校において、ICT端末の整備やWi-Fi環境の整備を進めました。さらには教員のオペレーション能力や指導能力など技術的な対応力の研修も実施しました。これらの整備に多大の費用がかかったことは言うまでもありませんが、今後これらを維持・保守・発展させるために多くの費用が想定されています。よって、本件に関する緊急補助を引き続き要望いたします。
- ② 国の進めるGIGAスクール構想による児童一人一台のタブレット端末支給において私立小学校も対象としていただいた点に感謝申し上げます。しかしながら、私立学校に対しては公立児童の2分の1助成と大きな差異が設けられました。本施策が国家的事業であることに鑑み、全額補助が当然だと考えます。
- 端末を含むICT機器は短期間の更新やメンテナンスが必要ですが、メンテナンスや買い替えに関する長期にわたる助成をお願いいたします。メンテナンスや買い替えに対しては、上述の通り国家的事業ということに鑑み、私立小学校児童にも10分の10助成を要望いたします。
- ③ 現行学習指導要領で重視されているプログラミング教育等の新しい教育に対応するため、ICTの研修・研究のための補助金制度の拡充をお願いいたします。
- ④ デジタル教科書の導入については引き続き検討が重ねられるようですが、その費用についても、教科書と同じように義務教育無償の精神に沿われることを要望いたします。
- ⑤ 教科書に準拠している教師用「指導書」の購入費用は極めて高額です。公立小学校と同様の支援をお願いいたします。
- ⑥ 以上のICTに関連する教育施策は国の将来を左右すると言っても過言ではないことを考慮したとき、経常費補助のところにおいても要望しましたように、ICTに極めて造詣のふかい専門教員（担任業務につかない）を各校ともせめて1名、採用・加配できるよう特別な支援を要望いたします。

4. 【危機管理】学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化

- ① 【補助率の改善】 東日本大震災から12年が経過しました。この間、私立小学校の耐震化措置に対してご支援をたまわりましたことに厚く御礼申し上げます。今後とも、子どもたちの命を守

り、安全を確保するためのご支援をよろしくお願い申し上げます。

補助率について公立学校と同水準とするよう補助内容の拡充を要望いたします。

- ② **【随時更新への補助】** 災害時備蓄品(水、食料等)は消費期限のまえに随時更新していかなければなりません。そのための補助を引き続きお願いいたします。また宿泊のための備品(毛布やパネルシート、簡易ベッド、冷暖房機器等)についてもご支援願います。
- ③ **【地球温暖化に伴う補助】** 近年とみに地球温暖化に伴う問題が発生しています。
 - 毎年のように全国各地において、「過去に経験したことのない」豪雨氾濫の被害が生まれています。新たな自然災害への備えとしての環境整備が必要になってきています。水害や土砂災害防止のための環境整備に対する補助をお願いいたします。
 - 近年は5月から猛暑となり、9月いっぱい猛暑が続くようになっているため、夏休み前後に限らず、極めて長期にわたる熱中症対策が欠かせなくなっております。
また、エアコン稼働の期間が長くなっていることから、その維持管理にかかる費用が膨大になっています。以上の点における支援をお願いいたします。
 - 体育館のエアコン整備が絶対要件となっている中で、その補助が実現したことに感謝しております。今後ともメンテナンスや更新について補助拡充を要望いたします。
- ④ **【通学の安全への補助】** 私立小学校児童の多くは公共交通機関を利用した遠距離通学をしております。
 - 通学区間の安全対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。
 - 学校独自に駅・バス停・交差点等に人員を配置し安全確保をはかっているところも多くございます。また通学バスを設けている学校もあります。これらの人件費やバス等の維持費に関するご支援もご検討いただければと存じます。
 - 私立小学校は遠距離通学の児童の位置情報や安全確認のために、登下校確認メールシステムやGPS利用システムなどを利用しております。この点の支援もご検討願います。
- ⑤ 幼稚園から小学校の教育において「遊び」は極めて重要な要素を持っています。小学校において「遊具」を設置していないところはありませんが、幼稚園に対するように遊具設置に対する補助がありません。大型遊具設置には何千万円も要するものもあるため、遊具補助の実現を要望いたします。

5. 【特別支援について】特別支援を要する児童に対する教育支援補助

- ① 近年、私立小学校においても特別支援を要する児童が入学するようになっております。いうまでもなく特別支援を要する児童に対しては特別に教員を加配することが必要であり、従来の私立小学校の教員配置体制では対応できなくなってきております。上述もしておりますが、この点における教員加配・採用や特別教室の設置等に対して格別のご支援の制度新設を要望いたします。カウンセラーやソーシャルワーカーの採用に対する補助もお願いいたします。

- ② 私立小学校の中には長年、特別支援を要する児童を入学させて教育している学校があります。そして、公立小学校等において不登校となった児童を受け入れて特別支援教育をする私立小学校も設立されています。

特別支援の私立小学校には、現在、国と地方自治体から「私立学校特別支援学校等経常費補助」として一人あたり約115万円が出ているところもありますが、公立学校のそれは、約800万円近い補助金が学校教育費として出されており、ここにおける公私間格差は実に1対7にのぼります。健常児の場合のおよそ1対3の公私間格差の改善も要望しておりますが、それと比較しましても大きな格差であり、その改善は急務であります。緊急支援の位置づけを要望いたします。

そして「不登校の児童に限定して入学させている私立小学校」への支援はもっと低い現状にあります。これらの私立小学校に対する緊急で格別のご支援を要望いたします。

6. 【研修・研究】教職員の研修・研究への助成拡充

- ① **【自校研修】** 教員にとって研修・研究は命のように大切なものです。外部研修会参加のために日常的に学校を留守にできないのが小学校教員です。しかしながら研修会や研究会を開ける環境は絶対に必要です。講師を自校に招いて開催する費用への補助を増やしてほしいという要望は年ごとに増えております。自校研修会開催に対する補助をお願いいたします。
- ② **【全国研修】** 長期休業期間には、日本私立小学校連合会の全国教員研修会を実施しています。一年間の数少ない機会を利用して、対面で全国の教員同士が触れ合い、共に学びあうことは、他校の風にあたることによって自己を振り返り、切磋琢磨しあい、教育力を向上させるうえで大切なことです。全国の学校から一ヶ所に集合するわけですから、交通費や宿泊費がかさむために、多くの学校が参加者を制限せざるをえない状況にあります。令和5年度は大阪において全国夏季教員研修会を開きますが、地方から2泊3日の研修会に参加するには1人10万円を超える費用となっております。20人の教員を派遣すれば200万円を超える費用となるため人数制限をせざる状況も生まれています。教員の研修を保障するための補助を要望いたします。
- ③ **【働き方改革への補助】** 教職員の研修・研究を充実させるためには、何よりも教職員の健康を維持することが第一であります。この点で国が教職員の働き方改革を熱心に進めていただいていることに感謝申し上げます。次第です。
- 私立小学校はぎりぎりの教員数で運営しているところがほとんどであり、年次有給休暇を思うようにとれない状態にあります。この現状をご理解いただき、冒頭、経常費補助のところでも要望いたしましたが、教員がお互いに安心して年次有給休暇がとれるよう、担任代行できる教員が常にいる体制確立のための特別補助（人件費補助）のご検討をお願いいたします。

令和6年度私立小学校関係政府予算に関する要望について

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太の方針)
 - ・新しい資本主義に向けて、「人への投資と配分」を促進する政策を展開
- ⇒●私立小学校は、**外国語教育、各種の先駆的教育プログラム・カリキュラムの開発等、義務教育をリードしてきた。**
 - 建学の精神に基づき、特色ある教育を時代に即して実践してきた。**
 - 日本の私立小学校は244校、日本私立小学校連合会への加盟は195校**
 - 新たな時代の課題や日々起こる諸問題への対応のため膨大な費用が必要**

1.【経常費補助】私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化

- 私立高等学校等経常費助成費等補助(一般補助)の拡充強化**
 - ①【2分の1助成】私学助成法の趣旨にそって経常費の2分の1助成の実現
 - ②【35人学級】公私間に差をつけず、財政支援を等しく行われるよう要望
 - ③【教員の大幅な増加】次の教員増が必要
 - 1) **特別支援を要する児童対応の教員採用への支援**
 - 2) 年休時代替教員の採用への支援
 - 3) 期間限定の産休代替教員・育休代替教員のための専任教員増員
 - 4) 体育・音楽・図工・家庭科・外国語・理科などにおいて専科教員の増員
 - 5) **ICTに造詣の深い専門教員を、専門職として一校一人採用・加配の支援**
 - 6) **学校図書館に司書教諭採用の支援**、「第6次『学校図書館図書整備等5か年計画』」に私立小学校も対象とするよう要望
 - ④【**外国語教育**】ネイティブ教員の採用・増員、海外交流教育プログラムの拡充

●特別補助の拡充強化

教育環境の整備のための補助の拡充

2.【保護者負担の軽減】公私間格差の是正

- ①【**私立小に対する認識の改善**】**私立小学校の保護者は、創立者の建学の精神や特色のある教育方針に共鳴して選択。必ずしも家計に余裕があるから私立小学校を選択しているのではない。**
- ②【**家計の苦しい家庭の配慮**】年収水準が低い家庭への支援を恒久的施策に
- ③【**共働き家庭とアフタースクール等**】
 - 1, 給食費については、全住民サービスとして実施すべき
 - 2, 給食については、外部発注の場合か給食施設を自校に用意する場合かにかかわらず、給食支援補助
 - 3, 学童保育やアフタースクールへの補助

3.【ICT関連】ICT環境整備に対する支援措置の拡充強化

- ① ICTの維持・保守・発展させるために緊急補助を引き続き要望
- ② 児童一人一台のタブレット端末支給において、全額補助を要望。メンテナンスや買い替えに対しても10分の10助成を
- ③ プログラミング教育等への補助金制度の拡充
- ④ デジタル教科書の導入については無償に
- ⑤ 教師用「指導書」の購入費用は極めて高額。公立同様の支援を
- ⑥ ICTに極めて造詣のふかい専門教員を各校とも1名、採用・加配できるよう特別な支援を

4.【危機管理】学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化

- ①【補助率の改善】 私立小学校の耐震化措置に対して補助内容の拡充を
- ②【随時更新への補助】 災害時備蓄品(水、食料等)は随時更新が必要。宿泊のための備品(毛布やパネルシート、簡易ベッド、冷暖房機器等)についても支援を
- ③【地球温暖化に伴う補助】
 - ・水害や土砂災害防止のための環境整備に対する補助
 - ・エアコン維持管理にかかる費用への支援を
 - ・体育館のエアコンのメンテナンスや更新について補助拡充を
- ④【通学の安全への補助】
 - ・通学区間の安全対策の取り組みへの支援
 - ・通学路の安全確保の人員の人件費やバス等の維持費に関するご支援
 - ・登下校確認メールシステムやGPS利用システムへの支援も
- ⑤ 大型遊具設置の実現を要望

5.【特別支援について】特別支援を要する児童に対する教育支援補助

- ① 特別支援を要する児童が入学するようになっている。この点における教員加配・採用や特別教室の設置等に対してご支援の制度新設を
カウンセラーやソーシャルワーカーの採用に対する補助の拡充を要望
- ② 特別支援を要する児童を入学させている学校、不登校となった児童を受け入れて特別支援教育をする学校もある。特別支援の学校に緊急支援を

6.【研修・研究】教職員の研修・研究への助成拡充

- ①【自校研修】講師を自校に招いて開催する費用への補助
- ②【全国研修】教員の研修を保障するための補助
- ③【働き方改革への補助】教員が年次有給休暇がとれるよう、担任代行できる教員の体制確立のための特別補助(人件費補助)のご検討を要望

【4】 令和6年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望

「乳幼児期を起点とした学びの充実」は、我々私立幼稚園・認定こども園の永遠の願いであり、すべての子どもが良質な幼児教育を受けられるよう制度を整備するとともに、すべての施設が**良質な幼児教育環境**を提供できるよう努力していく事が重要であり、そのためにも、特に以下の点に重点を置いた施策を推進していただきたい。

- ① すべての子どもが良質な幼児教育を受けられるよう、幼児教育の質の向上や、それを支える人材の充実、安全・安心な教育環境の整備を実現いただきたい。
自治体においては義務教育など教育制度全体との連続性・一貫性を確保した上で幼児教育の推進体制を強化していただきたい。併せて、自治体や小学校に対して、**幼児教育との接続・連携の重要性**を啓発するとともに、幼児教育の質の向上に係る研究を推進するなど国として具体的な取組みを充実していただきたい。
- ② 幼稚園・認定こども園に勤務する全ての教員等が、やりがいをもって子どもたちに接することができるよう、園の設置形態や私学助成・施設型給付の別にかかわらず、引き続き**処遇を改善**していただきたい。
- ③ これまでも幼稚園・認定こども園は地域における幼児教育の拠点かつ全ての子育て家庭に開放された社会的な居場所として幅広い子育て支援活動を行ってきた。引き続き幼稚園がそのような役割を果たし、今後実施される「こども誰でも通園制度」における未就園児の受け皿としても機能するために、**人材確保や環境整備、質の高い預かり保育**に係る内容面の充実及び周知啓発等、子育て支援活動の質・量両面に係る支援をお願いしたい。
- ④ **認定こども園への移行**を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう、市町村は積極的に支援いただきたい。併せて、国としても移行に係る手続き等の業務負担を軽減するために事務費を充実いただきたい。
- ⑤ **教育費の負担軽減制度は『重要な子育ての支援策』**であり『少子化対策』の役割も担っています。現在月額25,700円（年額308,400円）を保護者に補助していただいておりますが、昨今の急激な物価上昇や、幼稚園児の保護者は若年層世代であることを踏まえ、単価の引き上げをお願いしたい。

以上を踏まえ、令和6年度予算の詳細な要望事項は、次のとおりです。

I 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等

1. 私立高等学校等経常費助成費補助制度（一般補助）（幼稚園分）の充実
2. 幼稚園教員の人材確保支援（処遇改善）の拡充
3. 幼稚園における未就園児を対象とした子育て支援活動を更に強化するため、教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費）の拡充
4. 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園特別支援教育経費）に係る交付要件の緩和及び単価の増額

5. 無償化に伴う私学助成園の事務負担の増に対する事務処理体制の整備のための、継続的な財政支援及び広域利用が多い幼稚園と市区町村との間の事務負担の軽減

II 子ども・子育て支援新制度

1. 公定価格の基本分単価の改善（出生数の減少等による園児減への対応及び2号・3号児も合わせた減収への対応）
2. 公定価格における幼児教育の質向上に係る加算の拡充（小学校接続加算、処遇改善等加算、主幹教諭等専任加算等の見直し）
3. 質の高い教育・保育に取り組む園が体制を維持できる形での4・5歳児を担当する職員配置基準の改善
4. 地域の人材流出防止のための地域区分の見直し
5. 認定こども園における市町村外の2号・3号児の受け入れ緩和による広域通園の実現
6. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）事務職員配置加算における小規模保育等との連携要件見直し、専任職員の増
7. 新制度に関する市町村への申請手続きに関する事務量の軽減の実現
8. キャリアアップ研修における研修実施主体の認定促進

III 幼児教育の質の向上・多様な課題に対応する園内体制・施設整備の支援

1. 大学等と一丸となった幼児教育における質の高い人材の確保及び定着に向けた支援
2. 公開保育を活用した幼児教育の質向上システム(ECEQ)等も活用した幼児教育推進体制整備
3. 一種免許状への上進に伴う教員の処遇改善
4. 多様な課題に対応する園内体制の整備支援（保育定数の引き下げ等による教員の負担軽減及び質の向上、被災した子どもや家族の心のケアの担い手育成など）
5. 「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えて希望する園が広く活用できるようなモデル事業の大幅拡充、0～2歳を預かるための施設設備整備や人材確保に係るハード面での支援強化や、適切な教育・保育活動内容の周知啓発などソフト面での支援
6. 幼児教育の質を支える私立幼稚園施設整備費補助金の充実及びこども家庭庁に移管された認定こども園部分の現状制度への配慮
7. 教育支援体制整備事業費交付金における幼児教育の根幹となる遊具等の整備支援や、認定こども園への移行支援に係る事務費の拡充
8. 教育の質の向上に必要な調査研究（幼保小架け橋プログラム、幼児教育に関する大規模縦断調査、幼児教育施設における教育の質を保障するための第三者評価の導入に関する調査研究等）の実施
9. ICT環境の整備等による幼稚園教諭の業務負担軽減に関する支援

【5】 日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望

(要望の趣旨)

わが国の学校教育において、「私立学校」で学ぶ学生生徒等は極めて多く、個性豊かで多様性のある教育を通じて未来を担う人材を育成するなど、その果たすべき役割は重要です。

また、少子高齢化が進行する中で、電子（デジタル）情報の利活用によって資本化とグローバル化が高度に進展し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の名のもとに生活や活動の新しい様式が開発され普及し、各種組織や社会構造全体が大きな変革期を迎えています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、私学の経営・教育環境が大きく変化する中、私学振興のために日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）が行う各事業の一層の充実のため、所要の予算措置等の拡充を要望いたします。

(要望の内容)

1. 私立学校を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、私学事業団が実施する経営支援・情報提供事業は極めて重要です。私学事業団では、DXの推進が謳われる前から「学校法人基礎調査」におけるデータをインターネットを活用した電子的手法で取得することで、「私立大学・短期大学等入学志願動向」「今日（こんにち）の私学財政」といった冊子を発行し、「私学情報提供システム」における情報提供を行ってきました。さらにデジタル化が進展する現在、私学事業団においてDXを活用した分析を行うことができるデジタル人材の育成が求められる一方で、私学事業団が保有する各種データを学校法人自身が分析・活用し、その結果を経営改善等に結びつける仕組みのさらなる深化も必要とされます。このような仕組みを構築するためのより一層の支援を要望いたします。
2. 教職員の働き方改革、新時代の義務教育・高等教育の制度改革、基礎および先端の分野での研究の進化に加え、学校法人の発展の基礎となるガバナンスの強化を図るなどとされた改正私立学校法が令和7年度から施行されることを受けて、歴史と伝統に支えられた建学の精神のもとに、私学の個性と多様性をより一層発揮しなければならない時期を迎えています。
また、私立学校法の改正により、学校法人会計基準が改正されることから、私学事業団の事務についても費用負担が発生することが見込まれるため支援を要望いたします。
3. 令和2年度より開始した修学支援新制度の減免資金交付事業について、令和6年度は、支援対象の拡大によりさらに申請者数の増加が見込まれることから、減免資金の交付や実績報告書の精査、調査の実施などの業務に必要な事務費の更なる予算措置が講ぜられるよう要望いたします。
4. 私立学校施設の耐震化は、国公立学校に比べ依然として大きく遅れており、また、東日本大震災や平成28年熊本地震など近年の震災において、未耐震化施設に甚大な被害が生じたことから、

安全・安心な施設の整備のため、耐震化の早期完了が喫緊の課題となっています。このため、私立学校施設の耐震化の促進には、私立学校施設の耐震化事業に対する利子助成制度（最大20年間）が不可欠であり、当該制度を継続・拡充するとともに、老朽化が進む私立大学附属病院の建替え事業を促進するための利子助成制度（最大10年間）についても継続・拡充されるよう要望いたします。

5. 東日本大震災及び平成28年熊本地震により被災した私立学校の復旧に向け、災害復旧支援融資が実施されておりますが、両震災が大規模災害であったことから、現在も復旧のための努力が続いています。このため、被害を受けた建物等の原形復旧事業や災害復旧経営資金を対象とする災害復旧支援融資制度が継続されるよう要望いたします。

6. 令和5年度より開始された「成長分野（デジタル・グリーン等）への学部再編等支援」をはじめ、私立学校に対する従前の貸付事業や私立学校教職員の研修事業への助成など私学事業団の事業目標達成のため、所要の財政融資資金が確保されるよう要望いたします。

7. 私学事業団の公的社会保険制度における役割の特質に配慮し、年金給付事業補助及び事務費補助並びに特定健康診査等補助に対する必要な予算額の確保、さらには都道府県補助金における地方交付税の措置が講ぜられるよう要望いたします。

【6】 一般財団法人 私学研修福祉会 研修事業の充実に関する要望

(要望の趣旨・内容)

一般財団法人 私学研修福祉会は、私立学校教職員の資質向上を図るための研修事業を実施しております。この研修事業は、主に日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）の私立学校の施設整備等への貸付事業による貸付利息等から生じた「前年度利益金」を原資とした「助成金」によりまかなわれております。

約4年にも渡ったコロナ禍も収束の兆しが見え、我々の生活は「新しい生活様式」の定着により、デジタル化の基盤整備やデジタル技術の活用が進み、コロナ前とは違う新たな段階に入りました。

本会が主催しております私立学校教職員の研修事業につきましても、従来の集会形式とは別に、オンライン・オンデマンドでの研修の実施も定着し、現在では開催手法の一つとなっております。

一方でコロナ後の社会情勢は、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格や原料の高騰、急激な円安による物価上昇が家計に大きな影響を与え、進路選択のみならず、在学生在が学業を断念せざるを得ない状況が発生する事も想定され、少子化に加え学生確保が困難となることが考えられます。

これらの要因により、私学事業団において、経営困難校の増加に伴う貸付債権の回収への悪影響や、自然災害による被災支援の長期低利融資の影響等による収支の悪化が懸念され、私学事業団の利益金確保が今後困難となる状況が予想されます。

つきましては、人口減少が想定される日本において、貴重な人的資源を育成・活用し、社会を維持・発展させる根幹に繋がる重要な役割を果たすためにも、人材育成の要となる私学教職員の研修事業の実施は必要不可欠であることを十分にご理解いただき、これを目的とする研修事業の充実・継続のための安定的な財政基盤の強化・財源確保方策が講ぜられること、ひいては助成金の柔軟な制度構築を強く要望いたします。

